

船荷証券に関する規定等の見直しに関する 要綱案のとりまとめに向けた検討(1)

第1 船荷証券の「占有」、「所持」若しくは「所持人」又は「交付」若しくは「引渡し」に相当する概念の整理

電子船荷証券記録に関して、次の点をどのように整理していくべきか。

- 1 電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録をどのように特定・識別すべきか(同一内容の電磁的記録が複数存在し、いずれの電磁的記録が電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録かが分からなくなるような事態をどのように防止するか)。そのような観点から、「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」という技術的要件をより具体化することはできないか。
- 2 特定・識別された電子船荷証券記録と特定の主体(船荷証券の所持人と同様の法律関係にある者)をどのように紐づけるか(電子船荷証券記録との関係でどのような状態にある者を船荷証券の所持人と同様に取り扱うか)。そのような観点から、「占有」又は「所持」に代わる概念について、具体的な定義を設けることはできないか。あるいは、「占有」又は「所持」に代わる概念として、既存の概念を用いることは考えられないか。
- 3 上記1及び2を前提に、電子船荷証券記録について、どのような措置がとられたときに、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する法律上の効果を認めるか。そのような観点から、中間試案の「支配の移転」に相当する概念をより具体化することはできないか。

(補足説明)

- 1 これまでの検討の経緯等
 - (1) 中間試案では、電子船荷証券記録の要件の1つとして、「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」という技術的要件を求めることで、客体となる電子船荷証券記録の特定を図った上で、MLETRに倣い「支配」という概念を導入し、電子船荷証券記録を「支配」する者を船荷証券の所持人に相当する者と構成することとされた。また、「支配」の内容については、法律上の定義を設けない考え方と、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」といった定義を置く考え方が示された。
 - (2) しかしながら、このような中間試案の考え方については、次のような問題点が考えられるところであり、実際にパブリック・コメントの手続においても、同種の問題意識に基づく意見が寄せられた。
 - 「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」という規定のみでは、具体的にいかなる方法又は措置によってその特定が図られるのかが明らかになっておらず、具体的な当てはめ

が困難ではないか。

- 「支配」の内容については、法律上の定義を設けない考え方と、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」といった定義を置く考え方のいずれを採用するにしても、新たな法律上の概念である「支配」の内容が不明確であり、具体的な当てはめが困難ではないか。

- (3) 我が国の法体系との整合性を図りながら、上記の問題点を解消するためには、MLETR に準拠しつつ、法規範としての具体性をより高めていくことが必要ではないか。

2 電子船荷証券記録の特定・識別の問題

- (1) MLETR では、電磁的記録は有体物である紙とは異なり完全な複製（全く同一内容のデータから構成される電磁的記録の複製）が可能であり、そのような複製を技術的に完全に予防することはできない場合があるということを前提に、電子的移転可能記録の要件の1つとして、「その電子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること」(Singularity) について信頼できる手法がとられていることが求められているが (MLETR 第10条第1項(b)(i))、そのための具体的な「手法」の内容については定められていない。

また、MLETR では、「技術的中立性」(technological neutrality) が基本原則の1つとされており、法が特定の技術を前提とすることによって、当該技術以外の技術の利用を阻害したり、将来において新しい技術が登場する可能性を阻害したりすることのないように、特定の技術を前提として制度設計をしないことが求められているため、上記の「手法」についても、あえて具体的な定めを置かず、結果としてそのような機能を持つ信頼できる手法であれば足りることを抽象的に定めることにとどめているように考えられる。

しかしながら、前記1のとおり、このような抽象的な規律では、具体的にいかなる方法又は措置によってその特定がされるのかが明らかにならず、法規範としての具体性が乏しくなる面が否定できない。

そこで、技術的中立性の要請を満たしつつ、法規範としての具体性を備えた規律を検討していく必要がある。

- (2) 法規範としての具体性を備えた規律を検討するに当たっては、電子船荷証券記録について、①複製をすることができない措置がとられている場合と②そのような措置がとられていない場合を区別することが考える。

すなわち、前記のとおり、MLETR では、電磁的記録について完全な複製を技術的に完全に予防することはできない場合があるということを前提としているが (MLETR の Explanatory Note の para. 82)、そのような措置が完全に不可能とまでは言い切れず、近い将来にそのような技術が普及する可能性は否定できないように思われる。そして、仮に、特定の電磁的記録について完全な複製をすることができない措置がとられ、同じ内容の電磁的記録が2つと生じないことが担保されているような場合（すなわち、唯一無二の電磁的記録が観念される場合）には、少なくとも、理論的には、電子船荷証券記録とし

での効力を有する電磁的記録の特定の問題は生じないことになるものと考えられる。

これに対して、そのような措置がとられていない場合には、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録について、全く同じ内容のものが複数作成されることがあるため、いずれの電磁的記録を電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録として取り扱うのかを特定・識別する必要性が生じることとなる。そして、この特定・識別のための具体的な方法は、技術的中立性の要請を満たしつつ将来の科学技術の発展等に柔軟に対応するために、法律で定めるのではなく、省令に委任することが考えられる（注）。

このように、電子船荷証券記録の特定・識別の問題については、①複製をすることができない措置をとるか、②電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を特定するために必要な措置として省令で定める措置をとることを求めることにより、法規範としての具体性を備えた規律を検討していくことは考えられないか。

（注）例えば、(a) 電子船荷証券記録の作成及び管理をするためのシステムによって電子船荷証券記録が管理されている場合には、当該システムを利用して電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置、(b) そのようなシステムが利用されていない場合には、運送契約の債務者としての運送人の使用に係る電子計算機を用いた情報処理により識別することができる措置とすることなどが考えられる。

3 船荷証券の「占有」、「所持」又は「所持人」に相当する概念

MLETR においては、電磁的記録に関して、有体物に対する占有又は所持に相当する「支配」(Control)という概念を創設することとしており、中間試案においても、「支配」という概念を導入し、電子船荷証券記録を「支配」する者に対して、船荷証券の所持人と同様の法律上の効果（例えば、商法第760条、第768条、民法第520条の4、第520条の5、第520条の6に相当する規定の適用等）を認めることが示された。

しかしながら、我が国の法体系上、電磁的記録は「占有」や「所持」の対象にはならないと考えられており、電磁的記録に対する「支配」という用例もないため、「支配」という概念を法律上の定義なく用いることとすると、法規範としての具体性を欠くことになることは否定できない。また、「電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」といった定義を置いたとしても、抽象的に過ぎ、その具体的な当てはめは容易ではない。

そこで、電子船荷証券記録の利用実態等も踏まえつつ、「占有」又は「所持」に代わる概念について、より具体的な定義を設けることは考えられないか。あるいは、「占有」又は「所持」に代わる概念として、既存の概念を用いることは考えられないか（注）。

（注）既存の概念としては、「被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす」と定める刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措

置法第1条の2の規定（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）により導入）を参考に、「帰属」という概念を検討することが考えられる。ここでいう「帰属する」とは、「その者が当該電磁的記録を排他的に管理・処分する権限を有していることをいう」とされており、通常は電磁的記録が記録されている記録媒体の正当な管理者に帰属している場合が多いと考えられるものの、記録媒体の利用形態等によっては、記録媒体の管理者ではない者に帰属している場合もあり得るところであり、例えばメールサーバーのメールボックスに記録されている電子メールの電磁的記録は、メールサーバーの管理者ではなくそのメールボックスの利用者に帰属していると考えられるとの説明がされており（杉山徳明・吉田雅之『『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』について（下）』（法曹時報第64巻第5号137頁））、MLETRにおける「支配」と共通しているようにも考えられる。

4 船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する概念

- (1) 中間試案では、電子船荷証券記録との関係で、船荷証券の占有又は所持に相当する概念として「支配」という概念を創設した上で、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」を「支配の移転」と定義し、当該概念を船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当するものとして整理することとされた（注）。

しかしながら、このような抽象的な規律では、具体的にいかなる方法又は措置によって「支配の移転」がされるのかが明らかにならず、法規範としての具体性が乏しくなる面が否定できない。

そこで、この点についても、技術的中立性の要請を満たしつつ、法規範としての具体性を備えた規律を検討していく必要がある。

（注）仮に、電子船荷証券記録に関して、「支配」という概念を用いず、前記3（注）の「帰属」という概念を用いる場合には、船荷証券の所持人に相当する主体を「電子船荷証券記録が帰属する者」と構成することになり、「交付」又は「引渡し」に相当する概念も別途構成し直すことになるものと考えられる。

- (2) 法規範としての具体性を備えた規律を検討するに当たっては、前記2(2)と同様に、電子船荷証券記録について、①複製をすることができない措置がとられている場合と②そのような措置がとられていない場合を区別することが考えられる。

すなわち、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録について複製することができない措置が講じられている場合には、唯一無二の電磁的記録が観念されることとなるため、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を提供することによって、提供元に同一の電磁的記録が残らず、提供を受けた者のみが当該電磁的記録（＝電子船荷証券記録）を利用できる状況が担保されることとなる。したがって、この場合には、単に電子船荷証券

記録を提供する措置をもって、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する行為と考えられる。

これに対し、そのような措置がとられていない場合には、唯一無二の電磁的記録が観念されないこととなるため、単に電子船荷証券記録を提供することのみでは「交付」又は「引渡し」に相当する行為としては足りないものと考えられる。そして、この場合における船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する行為の具体的な内容については、技術的中立性の要請を満たしつつ将来の科学技術の発展等に柔軟に対応するために、法律で定めるのではなく、省令に委任することが考えられる（注）。

このように、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する概念については、①複製をすることができない措置がとられている場合には、電子船荷証券記録を提供する措置とし、②そのような措置がとられていない場合には、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する行為として省令で定める措置をとることを求めることにより、法規範としての具体性を備えた規律を検討していくことは考えられないか。

（注）例えば、(a) 電子船荷証券記録の作成及び管理をするためのシステムによって電子船荷証券記録が管理されている場合には、システム上の利用権限を移転すること、(b) そのようなシステムが利用されていない場合には、相手方のみが用いることができる符号によって暗号処理をすることなどが考えられる。

第2 受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合における船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律

中間試案第2の1の乙案を採用し、受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合においては、(a)荷送人又は傭船者に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、(b)荷送人又は傭船者に商法第757条第1項に基づく紙の船積船荷証券の交付を請求する権利は認めないこととし、(c)商法第758条第2項に相当する規律を設け、運送人又は船長が既に発行されている受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによって対応することを認めることとしてはどうか。

(補足説明)

受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合において、船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律をどのようにするかという点については、(a)荷送人又は傭船者に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利まで認めるか否か、(b)荷送人又は傭船者に商法第757条第1項に基づく紙の船積船荷証券の交付を請求する権利を維持するか否か、(c)商法第758条第2項に相当する規律を設け、運送人又は船長が既に発行されている受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによって対応することを認めるか否かによって、理論的には様々なパターンが考えられるところである。

中間試案では、この(a)、(b)及び(c)に関して、①(a)を否定し、(b)及び(c)を肯定する考え方である甲案と、②(a)及び(c)を肯定し、(b)を否定する考え方である乙案が示されたところ、パブリック・コメントの手続においては、甲案及び乙案に賛同する意見がそれぞれ提出された(そのほか、(a)、(b)及び(c)をいずれも肯定する考え方に賛同する意見もみられた。)

甲案に賛同する意見の主な論拠は、運送人又は船長に電子船荷証券記録の発行義務を負わせないのであれば、受取電子船荷証券記録が発行された場合についても船積電子船荷証券記録の発行請求権を認めないのが整合的であるという点にあると思われ、他方で、乙案に賛同する意見の主な論拠は、一旦荷送人及び運送人の双方が合意の上で受取電子船荷証券記録が発行された以上は、当該合意の趣旨に鑑みて、荷送人に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利のみを認めることが相当であるという点にあるように思われる。

いずれの考え方も不合理な点はなく、当該論点については、理論的にいずれかの案しか採用し得ないというものではないように考えられる。

もともと、これまでの部会での調査、審議によれば、実務上は、そもそも受取船荷証券が発行された後にそれと引換えに船積船荷証券が発行されること自体が稀なようにも思われ、仮に、そのように二段階で船荷証券が発行されるとしても、受取船荷証券が発行されてから船積船荷証券が発行されるまでの時間的間隔は通常短いものであると考えられるところ、そのような実務も踏まえると、一度、運送人と荷送人が合意の上で受取電子船荷証券記録を発行した場合において、その直後に、荷送人に紙の船積船荷証券の発行を求める権利を認めることや、反対に運送人に船積電子船荷証券の発行を拒む権利を認めることは、いずれも必要性に

乏しく、また、受取電子船荷証券記録の発行に同意した両当事者の合理的な意思にも合致しないものであるようにも考えられる。

そのため、受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合における船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律については、中間試案第2の1の乙案の考え方を採用することが適当であると考えられるがどうか。

第3 電子船荷証券記録と船荷証券の転換に係る規律

電子船荷証券記録と船荷証券の転換に係る規律については、

- 1 転換を受ける主体については、中間試案第4の1及び2の(注1)のB案を採用し、船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録を支配する者(転換前の船荷証券が指図証券である場合又は転換前の電子船荷証券記録が指図式である場合には、裏書又は電子裏書の連続によってその権利を証明した者(ただし、裏書又は電子裏書がされる前であるときは、荷送人)に限る。)とする
 - 2 転換後の媒体の記載又は記録事項については、転換前の媒体と同一の内容と認められる事項として法務省令で定める事項とした上で、法務省令において、①商法第758条第1項各号に掲げる事項(船荷証券から電子船荷証券記録に転換する場合にあっては、同項第11号に掲げる事項を除く。)、②転換の事実(船荷証券又は電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること)、④転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録が(電子)裏書禁止型である場合には(電子)裏書を禁止する旨と定めるものとする(③転換を受けた者の氏名又は名称については転換後の媒体の記載又は記録事項とはしない。)
 - 3 電子船荷証券記録から船荷証券への転換については、中間試案第4の2の甲案を採用し、運送人に対する転換請求権を認めないものとする
- こととしてはどうか。

(補足説明)

- 1 転換を受ける主体について
転換を受ける主体について、中間試案では、次の2つの考え方が示された。
【A案】転換前の船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録を支配する者(ただし、転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。)とする考え方
【B案】転換前の船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録を支配する者(ただし、転換前の船荷証券が指図証券である場合又は転換前の電子船荷証券記録が指図式である場合には、裏書又は電子裏書の連続によってその権利を証明した者(ただし、裏書又は電子裏書がされる前であるときは、荷送人)に限る。)とする考え方
パブリック・コメント手続の中では、B案の規律は複雑に過ぎる旨を指摘する意見もみられたものの、大勢としては、別途設ける権利推定規定(転換を受けた者が(電子)裏書の連続によりその権利を証明したものとみなす旨の規定)との理論的な整合性や転換に応じる運送人側の判断の負担等を理由にB案を支持する意見が多くみられたところである。
そのため、転換を受ける主体については、中間試案のB案を採用することが適当であると考えられるがどうか。
- 2 転換後の媒体の記載又は記録事項について
(1) 転換後の媒体の記載又は記録事項について、中間試案では次のような考え方が示された。

【A案】 次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。）。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して転換前の媒体と同一の内容
- ② 転換の事実（船荷証券又は電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること）
- ③ 転換を受けた者の氏名又は名称
- ④ 転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録が（電子）裏書禁止型である場合には（電子）裏書を禁止する旨

【B案】 単に転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録と同一の内容とする。

- (2) パブリック・コメント手続の中では、積極的にB案を支持する見解まではなかったところ、これは、規律の内容が抽象的に過ぎる点を考慮してのことと考えられる。これに対し、A案に対しては、①及び④のみを記載又は記録事項とすべきである旨の意見や③は除外することが望ましい旨の意見がみられたものの、他方で、②のみでは転換の事実を把握することはできても、どのタイミングで転換されたのかが明らかにならず、転換後に指図証券たる船荷証券又は指図式の電子船荷証券記録を譲り受けようとする者は、それぞれ裏書又は電子裏書の連続による権利推定が及んでいるのかの判断がつかない可能性があるため、②と③は合わせて考えるべきである旨の意見もみられたところである。もっとも、この点については、A案、B案を問わず、諸外国の法令で一般的に転換後の媒体の記載又は記録事項とされていない事項を転換後の媒体の記載又は記録事項とすることについては強く反対する意見もみられたところ、中間試案の補足説明のとおり、MLETR やイギリス法（本年7月20日付けで法案が成立したようである。）のいずれにおいても、転換後の媒体においては転換の事実が記載又は記録事項とされている一方で、転換を受けた者の氏名又は名称については記載又は記録事項とはされていない。

これらを踏まえ、中間試案のA案及びB案の折衷的な考え方として、転換後の媒体の記載又は記録事項については、転換前の媒体と同一の内容と認められる事項として法務省令で定める事項とした上で（注1）、法務省令において、①商法第758条第1項各号に掲げる事項（船荷証券から電子船荷証券記録に転換する場合にあっては、同項第11号に掲げる事項を除く。）、②転換の事実（船荷証券又は電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること）、④転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録が（電子）裏書禁止型である場合には（電子）裏書を禁止する旨と定めるものとする（③転換を受けた者の氏名又は名称については転換後の媒体の記載又は記録事項とはしない。注2）も考えられるが、この点について、どのように考えるか。

（注1） 具体的な事項を法務省令に委任することにより、記載又は記録事項を明確化するとともに、今後の諸外国の立法や国際海上物品運送における実務の状況等を踏まえ、柔軟に対応することができるようになるものと考えられる。

(注2) ②の記載又は記録のみでは、転換のタイミングが明らかとならず転換後に指図式の船荷証券又は指図式の電子船荷証券記録を譲り受けようとする者は、それぞれ裏書又は電子裏書の連続による権利推定が及んでいるのかの判断がつかない可能性があることは否めないものの、転換後の媒体に転換の事実すら記載又は記録されない場合には、転換のタイミングはおろか、転換の事実すら確認できず、一層の混乱を生じさせるおそれも否定できないことに加えて、反対に、転換の事実さえ認識できればそれを契機に転換のタイミングや（電子）裏書の連続を確認する機会を持つことはできる。MLETR や諸外国の立法の動向に加え、上記の点を考慮し、法務省令においては、まずは、転換後の記載又は記録事項として①、②及び④の事項を定めることが考えられる。

3 電子船荷証券記録から船荷証券への転換請求権の要否について

- (1) 電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面については、電子船荷証券記録を支配する者に運送人に対する転換請求権を認めるかどうかについて考え方が分かれるところであり、中間試案では、このような転換請求権までは認めずに電子船荷証券記録を支配する者と運送人の双方の合意がある場合に紙の船荷証券への転換を行うことができるとする考え方（甲案）と、そのような転換請求権を認める考え方（乙案）が示された。
- (2) パブリック・コメント手続の中では、貿易関係者が洋上転売を行う際の便宜や、貿易実務ではいまだ陸揚港の現地の運用ルール（税関手続等の中で電子化された船荷証券の利用が可能か否かなど）が流動的であることなどを理由に、運送人に対する転換請求権を認める乙案を支持する意見もみられたものの、次のような理由から、そのような転換請求権を認めるべきではないとの意見が多くみられた（ただし、次の②の理由に対しては、従前の部会の中でも、電子船荷証券記録の利用については、必ずしも荷送人側の積極的な意向によるものではなく、運送人側の事情等によってその利用が事実上求められる場面も想定され得る旨の指摘がされている。）。
 - ① デジタルファーストの志向からすると紙の船荷証券への転換請求権は認めるべきではない。
 - ② 荷送人の意向に沿って電子船荷証券記録が発行されたにもかかわらず、荷送人側の都合によって一方的に紙の船荷証券への転換請求権が認められるというのは、運送人にとって酷である場面も想定される。
 - ③ 当初の想定とは異なり、紙の船荷証券が求められるような事態となった場合において、運送人が紙の船荷証券への転換を不合理に拒むという可能性は低く、仮に、やむを得ない事情があるにもかかわらず、運送人が不合理に紙の船荷証券への転換を拒むのであれば、商慣習や信義則等により、運送人に債務不履行責任や不法行為責任が認められることもあり得るところであり、転換請求権を認めるまでの必要性に乏しい。
 - ④ ロッテルダム・ルールズとの平仄の点でも、転換請求権までは認めずに飽くまで当事者の合意によって転換を認めることが相当である。

- ⑤ 紙の船荷証券への転換については、システムの利用規約の中で別途規律が設けられ、規約に沿った運用が行われる可能性が高い。
- (3) 電子船荷証券記録から船荷証券への転換請求権を認めるか否かについては、立法政策によるものであるところ、いずれの考え方も採用し得るものであるが、乙案を支持する意見が論拠とする懸念については、あえて法律上の転換請求権を認めなくても、実務の中で自ずと解消又は縮小していく面もあるように考えられる。

すなわち、仮に、甲案を採用し、転換請求権を法定しなかったとしても、これはあくまで任意規定になると解されるため、電子船荷証券記録に係る規約や合意等によってあらかじめ運送人に対する転換請求権を取り決めておくこと自体は可能であり、実務上、転換請求権が確保されていないと貿易関係者（荷送人等）として電子船荷証券記録の利用が躊躇される状況となれば、そのようなニーズを踏まえて、規約や合意によって船荷証券への転換請求権が認められることとなることが想定されることとあり、その場合には、法律で定める以上にきめ細かな取決めを行うことも可能になると考えられる（現に、既存の規約型の電子式船荷証券の中には、その規約上、紙の船荷証券への転換請求権（Switch to Paper）が規定されているものもある。）。

また、現時点では、一部の国において、税関等の手続の中で電子化された船荷証券の利用が認められないといった事態が生じ得るようであるが、国際的にはデジタル技術の活用に向けた検討が進められているところであり、このような動きは今後も維持又は加速化していくことが予想されることに鑑みれば、上記のような事態が生じるおそれは、少なくとも今後は縮小していくことが予想される。

このように乙案を支持する意見が論拠とする懸念については、実務の中で自ずと解消又は縮小していく面もあるように考えられることに加えて、MLETRやシンガポール法、イギリス法でも、電子化された船荷証券から紙の船荷証券への転換請求権について積極的にこれを認める考え方は採用されていないことも踏まえると、転換請求権を法定することは、国際的な潮流からも乖離するおそれがあり、特に海外の運送会社が日本法を準拠法とすることに躊躇を覚える要因となる可能性も否定できない。

さらに、仮に、乙案を採用する場合において、単に転換請求権を認める規律のみを置くこととなると、運送人等は船荷証券を交付する義務を負うことになるため、原則として、転換に係る費用を負担しなければならないし、船荷証券を交付するまでのリスクも負担することになるものと考えられるが、部会においても、このような取扱いについては反対する旨の意見が多数述べられている。乙案を採用しつつ、このような批判に応えるためには、これらの点についても何らかの規律が必要になると考えられるが、規律全体の複雑化は避けられないところである。

以上を踏まえると、甲案を採用し、双方の合意がある場合に紙の船荷証券への転換を行うことができるとする規律とすることが相当と考えられるがど

うか。

第4 倉荷証券に関する規律

1 電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換に係る規律

電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換に係る規律については、電子船荷証券記録と船荷証券の転換に係る規律（前記第3）と同様としてはどうか。

（補足説明）

倉荷証券と電子倉荷証券記録の転換について、倉荷証券の実務においてはそのニーズは高くはないものの、将来にわたっておよそその必要性が生じないとまでは言い難く、また、船荷証券と電子船荷証券記録の転換の場合と別異に検討すべき事情もないことから、電子倉荷証券記録についても転換にかかる規定を設けることとし、転換を受ける主体、転換後の媒体の記載又は記録事項及び電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換請求権の要否の各論点について、前記第3と同様とすることが考えられるがどうか（注）。

（注）倉荷証券については、電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換請求権を認める実益に乏しいことから、仮に、電子船荷証券記録から船荷証券への転換請求権を認めることになった場合であっても、電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換請求権を認めることは相当ではないと考えられる。もっとも、いずれも商法に規定されることが想定される以上、できる限り同様の規律とすることが望ましいものと考えられる（そのような観点からも、電子船荷証券記録から船荷証券への転換請求権を認めないものとするのが考えられるところである。）。

2 商法第603条に相当する規定

電子倉荷証券記録に係る分割請求等（商法第603条）の場面の規律については、部会資料9の第6の2(2)の乙案を採用し、電子倉荷証券記録が既に発行されている場合においては、寄託物の分割請求をするときに、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求する権利は認めないこととしてはどうか。

（補足説明）

部会資料9では、商法第603条に相当する規定を設ける必要があることを前提に、電子倉荷証券記録が発行されている場合において、寄託物の分割請求をするときに、その各部分に対応する倉荷証券と電子倉荷証券記録のいずれの交付又は発行を請求する権利を認めるべきかという観点から、倉荷証券の交付を請求する権利を認めるという甲案と電子倉荷証券記録の発行を請求する権利を認めるという乙案が示された。

第9回会議において、現在の倉荷証券の実務では寄託物の分割請求をする場面は極めて少ないとの指摘がされたことから、いずれの案を採用しても特段の問題はないものと考えられるところ、この点については、受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合における船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律と同様に考え、一旦寄託者及び倉庫業者の双方が合意の上で電子倉荷証券記録が発行された以上は、寄託物の分割請求をするときであっても、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求する権利のみを認めることが相

当であると考えられるかどうか（注）。

（注）このような考え方を前提とすると、電子倉荷証券記録が既に発行されている場合においては、寄託物の分割請求をするときは、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求することはできるが、紙の倉荷証券の交付を請求することはできず、紙の倉荷証券が必要であれば、転換の規定（前記1によれば、紙の倉荷証券の転換請求権は認めないことが想定されており、転換を受けるためには倉庫営業者の承諾が必要になる。）によることになる。これに対し、紙の倉荷証券記録が既に交付されている場合においては、寄託物の分割請求をするときは、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求することはできるが、電子倉荷証券記録の発行を請求することはできず、電子倉荷証券記録が必要であれば、①転換の規定により、倉庫営業者の承諾があれば、電子倉荷証券記録の発行を受けることができるほか、②電子倉荷証券記録の発行に係る規定の内容次第であるが、その規定により、倉庫営業者と寄託者の同意があれば、電子倉荷証券記録の発行を受ける余地もあることになり得るが、②をあえて除外する必要まではないものと考えられる。

3 商法第608条に相当する規定

電子倉荷証券記録については、部会資料9の第6の2(7)の甲案を採用し、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規定を設けないこととしてはどうか。

（補足説明）

部会資料9では、電子倉荷証券記録につき商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規定を設けるか否かについて、これを否定する甲案とこれを肯定する乙案が示された。

電子船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配をするに至るといった事態は通常では考え難く、運送人が異なる者から二重に当該電子船荷証券記録上の権利を行使される可能性は相当低いものと考えられることなどから、民法第520条の11及び第520条の12が規定する喪失の手續については設けないものとする方向で検討されている（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(17)参照）。

電子倉荷証券記録についても、同様に、民法第520条の11及び第520条の12が規定する喪失の手續については設けないものとするのが相当であると考えられるし、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規定についても設けないものとするのが考えられるかどうか（注）。

（注）商法第608条の規定が想定する「喪失」とは、紙の倉荷証券が滅失したというよりは、むしろ、その所在が不明になった場合が考えられるのに対し、電子倉荷証券記録の場合には、その所在が不明となること（電子倉荷証券記録を支配する者が分からなくなる）といったことが「喪失」の典型的な場面として想定されるとは限らない（むしろ、システム等がダウンすることによって一時的に電子倉荷証券記録が消失するといったことが想定されるかもしれない）。電子倉荷証券記録が発行される場合には、システムを提供する者等によって一時的に消失した電子倉荷証券記録が復元されるかもしれない

し、電子倉荷証券記録を支配する者を把握する手段もあり得ることを踏まえると、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規定を設ける実益は乏しいものと考えられる。

以上